

6【活動場所】

当クラブの活動拠点は「明桜中学校 テニスコート」とする。ただし、必要に応じて他のテニスコートを使用することもある。

7【活動日時】

当クラブの活動は、第2、第4土曜日または日曜日の3時間、平日は2時間とする。

(2) 気象警報等発令時は原則行わない。

8【会費】

当クラブの会費は、ひとり月1,000円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。

(2) 物品購入等について必要な時は別途徴収する。

(3) 会計年度末に残金がある場合は、会員へ返金する。

9【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

10【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで考えた研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

11【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。ただし、総会に諮るいとまがないときは、役員で協議して決定し、総会で報告する。

【附則】本規約は、令和8年4月 / 日より施行する。